



柳田文庫
文庫11
A 285
3



久
重
久

高橋
お
三編



定價壹錢五厘

上

明治十二年五月十四日御届
東京日本橋區
馬喰町三丁目六番地
編輯
出校 兼 吉田小吉

文庫11
A285
3

柳田泉文庫

98-7745

後山七に在る元正の御領の市をせらる。
ひの御領漢江の御領の市をせらる。
後山七に在る元正の御領の市をせらる。
ひの御領漢江の御領の市をせらる。
後山七に在る元正の御領の市をせらる。
ひの御領漢江の御領の市をせらる。
後山七に在る元正の御領の市をせらる。
ひの御領漢江の御領の市をせらる。



ととて懸谷裁判とて御領自附之元逃との
後山七に在る元正の御領の市をせらる。
ひの御領漢江の御領の市をせらる。
後山七に在る元正の御領の市をせらる。
ひの御領漢江の御領の市をせらる。
後山七に在る元正の御領の市をせらる。
ひの御領漢江の御領の市をせらる。
後山七に在る元正の御領の市をせらる。
ひの御領漢江の御領の市をせらる。

嘉治の末を烟たつてゐるに似て
後傳りて来るといふ世傳を
たゞたゞと云ふは
未角を云ふては
と傳に記したる
の條も
を晴と云ふ
ては

三
三

然る傳を云ふに
為に吐を云ふ
あまの
中子
只の
只の
不酒を

園藤より身長を授けられたるをいふはよし
まゝのまゝにしてはたまはれぬに命のいれなる御志は
幼のまゝに安んじし久しかりに身をまかせられた
つがれまゝに返りてまゝに時を待たせしむる
此の御のまゝに身をまかせられたるをいふは
多分法を授けられたるをいふはよし
不承の御のまゝに身をまかせられたるをいふは

多分法を授けられたるをいふはよし
不承の御のまゝに身をまかせられたるをいふは
多分法を授けられたるをいふはよし
不承の御のまゝに身をまかせられたるをいふは
多分法を授けられたるをいふはよし
不承の御のまゝに身をまかせられたるをいふは
多分法を授けられたるをいふはよし
不承の御のまゝに身をまかせられたるをいふは

